

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
第5回ガス・石油機器判断基準ワーキンググループ

日時 令和7年1月29日（水）15：05～16：00

場所 経済産業省別館2階 238会議室

1. 開会

○井澤補佐

定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会のガス・石油機器判断基準ワーキンググループの第5回を開催させていただきます。

私、事務局を務めさせていただきます省エネルギー課の井澤でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日でございますが、対面での開催とさせていただいておりますが、一般の傍聴につきましては、インターネット中継にて配信をさせていただいております。また、この本日の議事の模様につきましては、後日、当省ホームページで視聴が可能というふうにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の出席状況についてご報告させていただきます。本日は、5名全委員の皆様にご参加いただいております。お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

加えまして、本日、オブザーバーといたしまして、一般社団法人日本ガス石油機器工業会及び一般社団法人日本ガス協会の方にもご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事の進行を齋藤座長にお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

2. 議事

- ①ガス温水機器の達成判定について（案）
- ②ガス温水機器の表示事項について（案）
- ③目標基準値の策定方針と今後必要となる取組について（案）

○齋藤座長

齋藤でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、議事のほうに入っていきたいと思います。

まず初めに、議題1のガス温水機器の達成判定について、それから議題2のガス温水機器

の表示事項について事務局より説明をお願いいたします。

○宮原係員

事務局でございます。

まず議題1、ガス温水機器の達成判定について（案）及び議題2、ガス温水機器の表示事項（案）についてご説明をさせていただきます。

まず資料1、ガス温水機器の達成判定について（案）をご覧ください。おめくりいただいて1ページ目をご覧ください。

ガス温水機器の達成判定ですけれども、これまでの基準、それから来る2025年度目標基準においても、区分ごとでの達成を求めています。今回ご審議いただいております次期目標基準における達成判定についても、前回のご審議でご了承いただきました区分Ⅰから区分Ⅳまでの全4区分について、引き続き区分ごとでの達成を求めていますと考えております。

具体的には、今お示ししているスライド下部のイメージのとおりでございます。あるメーカーさんにおいて様々な構造、ラインナップの機器を出荷しており、基準を満たす製品、それから満たさない製品、様々な存在すると考えられますけれども、結果として構造ごとの出荷台数で加重調和平均をした値が、同じく基準エネルギー消費効率を構造ごとに加重調和平均した値を上回っていれば達成、下回っていれば未達成ということとし、かつ各区分で達成判定を設けることとなります。

続きまして、おめくりいただきまして、続いてのスライドになります。2ページ目ですね。続いてのスライドになりますけれども、先ほど各区分での達成を求めるというふうに申し上げた他方で、各メーカーさんで優位な製品、それから優位な区分というものが存在しております。それらの出荷比率を伸ばす積極的な取組を促す必要があると考えております。そのため、2025年度基準から達成判定時の特例を二つ設けさせていただきました。スライド下部がそのイメージになっております。

まず、特例の①ですけれども、仮にとあるメーカーさんにおいて未達成区分が存在した場合、このスライドで申し上げますと、例えば区分Ⅰが未達成であった場合であっても、区分をひとまとまりにしたそのメーカーさんにおける全体の平均エネルギー消費効率、企業別の平均効率ですね、これが企業別の基準効率を上回っていれば達成とみなすこととさせていただきます。

加えて、特例の②ですけれども、先ほど申し上げた特例①での企業別平均効率に高効率な給湯を可能とするハイブリッド給湯機、こちらの出荷台数と熱効率、エネルギー消費効率を加えて算定することが可能というふうにさせていただきました。

今回ご審議いただいております次期目標基準、こちらにおいても引き続きこれらの取組を促す措置として、当該特例①、②を設けることとしてはどうかと考えております。

また、さらに、今回の次期目標基準より現在特例②の対象となっておりますハイブリッド給湯機に加えて、ガスを用いて高効率な給湯を行うエネファーム、こちらの追加をしてはど

うかというふうに考えております。ただし、このエネファームについてなんですけれども、ガス温水機器で用いている熱効率、エネルギー消費効率の算出方法や、その測定方法について、まだ明確でないところがありますので、こちらでご了承をいただいた後に、事務局にて検討をさせていただければと、このように考えております。

続いてのスライドでございますけれども、3ページ目、4ページ目はご参考まで、前回審議時にお示しした資料の再掲でございます。2025年度基準より達成判定における特例を二つ設けさせていただいた際の資料、特例①の資料になります。

続いてのスライドも同様でございます、こちらは特例②におけるハイブリッド給湯機の追加の資料の再掲でございます。

本資料の最後のスライドになります。おめくりいただきましてハイブリッド給湯機の熱効率測定方法でございます。ハイブリッド給湯機の熱効率の測定方法については、一般社団法人日本ガス石油機器工業会さんの電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）の年間給湯効率測定方法という業界規格「JGKAS A705」において規定をされております。先ほどご説明させていただいた特例①における企業別平均熱効率ですね、こちらの値の算定に加えることができるハイブリッド給湯機の熱効率については、2025年度基準と引き続きこの「JGKAS A705」にて引用されているヒートポンプ給湯機のJIS規格に基づく給湯モードを用いた、こちらの年間給湯効率とさせていただければと思っております。

なお、この「JGKAS A705」では、ヒートポンプや貯湯ユニットの消費電力は1次エネルギーに換算して評価をされております。その際の換算係数というのは、 9.76MJ/kWh というふうになっております。

以上が資料1、ガス温水機器の達成判定について（案）でございました。

続きまして、資料2、ガス温水機器の表示事項というところについてご説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、スライドの1でございますけれども、まず、トップランナー制度では、目標基準の達成を求めるほかにも、使用者に対するエネルギー消費性能にかかる表示というものをメーカーさんに求めさせていただいております。今回ご審議いただいております次期目標基準では、既に2025年度基準で求めています、こちらのスライドの中段から下段の表示事項及び遵守事項について引き続き製造事業者等に求めることとしたいと考えております。

具体的には、表示事項についてはその製品の品名、型名、トップランナー制度の区分名、それから構造名、当該製品のエネルギー消費効率、熱効率、それから製造事業者等の名称としたいと思っております。

また、遵守事項については、第一に、エネルギー消費効率は小数点第1位まで表示することとし、第二に、表示事項はカタログや機器の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載することとし、第三に、暖房部と給湯部のエネルギー消費効率が測定されるものは、それぞれ

の効率もカタログに表示することとします。なお、暖房機能付の区分Ⅳのガス温水機器は定格熱効率での表示、それ以外の部分についてはモード熱効率での表示を求めることとします。

以上、議題1、それから議題2について、事務局からの説明を終わります。座長にお返しいたします。

○齋藤座長

どうもありがとうございます。

ただいまの資料1、資料2の説明に対しまして、ご意見、ご質問等をお受けしたいと思えます。

発言の順番につきましては、まず最初、委員の皆様、次にオブザーバーの皆様という順番で指名をさせていただきたいと思えます。発言を希望される方におかれましては、ネームプレートを立ててお知らせいただければと思えます。よろしくお願いします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○齋藤座長

オブザーバーの皆様、よろしいですか。

(なし)

○齋藤座長

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、ご了承いただいたということで進めさせていただきたいと思えます。

続きまして、議題3の目標基準値の策定方針と今後必要となる取組について、引き続き事務局よりご説明をお願いいたします。

○井澤補佐

はい、事務局でございます。資料3に基づいて説明させていただきます。

まず1ページ目でございますが、復習になりますけれども、このトップランナー制度による規制の概要を再度説明させていただきます。このトップランナー制度、省エネ法に基づいて規制させていただいておりまして、製造事業者や輸入事業者に対して、目標年度までにエネルギー消費効率の目標達成というのを求めさせていただいています。

下のところにトップランナー制度のイメージというところで絵を描かせていただいています。この目標基準値を策定する手順として、まずはこの左側でございますとおり、その特定の年度におけるメーカーの、全機器を一つにまとめた上で一番効率のいい機器を選定させていただきます。その上で、数年後、こういった技術がこれだけ改善する、ここについてはこれだけ改善するというふうな技術の進捗を加味した上でこの青の線で書かせていただいている目標基準値を設定させていただくことになります。それで目標年度到来です。この目標年度における、あるいはその目標年度以降もですけれども、その1年間における事業者様の出荷台数、いろんな機器があろうかと思えますが、この出荷台数を加味した加重平均

を取ることで、この青い目標基準値を超えていると、そういった状況を求めるという設計になっております。この1年間の出荷がこの青いラインを下回っていると、未達成と。そのような製造事業者に対しては相当程度のエネルギー消費効率の改善を行う必要がある場合において、勧告であったりとか、公表、命令、罰則というふうな措置を取ることが可能という制度になってございます。

次のページ、お願いします。我々、このトップランナー制度を策定する上で10の原則を策定させていただいていますが、そのうち、この目標基準値の設定に係る原則について補足説明させていただきます。

まず、原則3でございしますが、こういった目標基準値を策定する上では、基本的には一つの数値を定めるか、もしくは関係式によって定めることとさせていただいています。

続いて、原則5でございしますが、物によっては非常に高額かつ高エネルギー消費効率な機器があるため、区分を分けるということも考え得るところではありますが、可能な限りエネルギー消費効率の優れた製品の販売、出荷を行えるよう、可能な限り同一の区分として取り扱うということが望ましいとさせていただいています。

続いて、原則6でございしますが、この目標基準値を設定するにあたり、特殊なものというものは除外すると。要は、この特殊なものというのはオーダーメイド品みたいなものであったりということで、非常に効率が高くなるというものは選定から除外するということをさせていただいていますが、一方で、先ほど申し上げた技術向上分は可能性として否定するものではないので、そういった可能性としては否定しないということとさせていただいています。

次のページ、お願いします。今申し上げた原則5にあるような区分の話でございしますが、前回4月のワーキングにおいて、次期基準においては2025年度基準と同様の4区分とさせていただくことについて了承をいただいておりますので、参考として載せさせていただいています。ここに記載されているように、ガス瞬間式の自然通気式がⅠ、強制通気式がⅡ、ガスふろがまがⅢ、ガス暖房機器がⅣというふうに四つの区分を次の基準においても設定させていただくこととさせていただいております。

次のページ、お願いします。4ページ目でございします。目標基準値の策定方針というところでございます。上の文章になりますが、前回ご議論いただいたとおり、次期基準における目標基準値につきましては、今申し上げた四つの区分ごとに住宅の特徴等による潜熱回収型給湯器の導入制約を調査・分析した結果を踏まえた将来の最大の導入ポテンシャルに基づいて設定する方針とさせていただきました。参考でございしますが、9ページ目のところに前回、今のようなお話をさせていただいた資料を掲載させていただいています。

そういった原則に基づいて我々は検討を進めているところでございしますが、もう少し具体的に計算の方針というものを紹介させていただきます。2ポツ目でございしますが、この目標基準値ですね、まずは2022年度、検討当初の直近の年度のデータでございしますが、こういったデータを業界の皆様方からご提供いただいて、その区分ごとに従来型であれば、どの

機器がトップランナー値なのか、あるいは潜熱回収型であれば、どの機器がトップランナー値なのかという、このトップランナー値というものを提供していただきます。かつ、この後説明させていただきますが、区分ごとに算出した目標年度における潜熱回収型給湯器の導入ポテンシャルですね。これを用いて加重調和平均値を算出し、これを目標基準値として設定することとしております。ただ、申し上げたとおり、区分Ⅰは、先ほど申し上げた四つの区分のうちの一つ目については、そもそも潜熱回収型機器が存在しておりませんので、こういったポテンシャルというのは用いず、2022 年度実績におけるトップランナー値というものを目標基準値として採用させていただくことを考えております。

さらに、この導入ポテンシャルというものを具体的にどうやって算出していくのかというところでございますが、将来の目標年度時点ですね、現時点では 2020 年代後半を想定しておりますが、その時点における世帯構成がどうなっているのか、世帯数がどうなっているのか。さらに、この区分ごとの出荷台数というものがどうなっているのかという出荷台数をまず推計させていただいた上で、実際にこの新築や既築の違い、戸建てや集合の違い、あるいは賃貸物件、分譲物件といった、そういった住宅の特徴ごとにどういう制約があるのかというものを評価して設定させていただくことにしております。

今申し上げたことを下の絵で表現しておりますが、潜熱回収型のトップ値の数値とそれの導入シェア、一方、従来型のトップ値と上の潜熱のシェアを 100 から引いた数値のシェア、これらの数値を用いて加重調和平均し、区分ごとに目標基準値を設定するという考えでございます。

続いて、それぞれの区分ごとの現状報告をさせていただきます。5 ページ目でございますが、まず区分Ⅰでございます。区分Ⅰにつきましては、お伝えしたとおり、導入ポテンシャルというものを考慮する必要がございませんので、2022 年度におけるトップランナー値である 77.6%という効率というものを目標基準値とさせていただきたいと思っております。

主な形状例ということで、下に写真も掲載しておりますが、このように流し台の上の壁面に設置するような例が多いというタイプでございます。

次のページ、お願いします。続いて、区分Ⅱでございます。区分Ⅱについては、この従来型と潜熱回収型、それぞれにおいて、まずは、先ほど申し上げたとおり、特殊品というものを除外した上で、最も効率の高いエネルギー消費効率を決定すると。その上で、潜熱回収型給湯器の導入ポテンシャルを用い、区分Ⅱの目標基準値を設定するとさせていただいております。後ほど説明させていただきますが、実際に除外した特殊品については、11 ページ目に参照させていただいております。

区分Ⅱの実際のトップ値でございますが、この下のところの青い箱に書かせていただいているとおり、①潜熱回収型のトップ値でいいますと 92%、真ん中ですがけれども、従来型のトップ効率でいうと 82.5%となっています。これに対して、潜熱回収型導入ポテンシャルというものを今検討中という状況でございます。この三つの数字を使って、あとは、この潜熱回収型の導入ポテンシャルの逆側の 100 から引いた数値を用いて、目標基準値を設定

するということになります。

6 ページ目の、二つ目のポツですけれども、この区分Ⅱにおいては、設置上の制約などによって、構造に起因してエネルギー消費効率に差が出る商品というものが実際に存在しております。今現状、2025 年度基準においてもこういった違いを考慮した上での構造係数というのを設定させていただいていますが、今検討中の次期基準においても同様に構造係数を設定することを検討しております。

続いて、7 ページ目、区分Ⅲでございます。こちら先ほどの説明と同じ状況でございますが、区分Ⅲにおいては、現状 2022 年度の潜熱回収型のトップ値は 92.5%、従来型が 82.5%、③ですけれども潜熱回収型のポテンシャルというのは検討中という状況でございます。また、構造係数の設定につきましても区分Ⅱと同様、区分Ⅲにも存在しておりますので、引き続き設定させていただくことにしております。

続いて、8 ページ目でございます。区分Ⅳでございます。区分Ⅳにつきましても先ほどと同様ですけれども、潜熱回収型のトップ効率が 93.0、従来型のトップ値が 83.8、潜熱回収ポテンシャルは検討中という状況でございます。区分Ⅳについては、構造係数が必要な機器はございませんので、次期基準においても設定しないこととさせていただいております。

続いて、9 ページ目でございます。先ほど参照させていただきました前回の資料をここで掲載させていただいております。

次のページ、お願いします。今現状、事務局及び業界の皆さんにも協力させていただいて潜熱回収型のポテンシャルを検討中でございますが、ここのページの一番上に書かせていただいているとおり、次期基準における目標基準値というのは、まさに最大限の潜熱回収型の導入ポテンシャルに基づいて設定させていただきますというところですので、目標値としては非常に意欲的な数字になる見込みでございます。

加えて、前回の判断基準ワーキンググループでは、委員の皆様やオブザーバーの方から、ここに書かせていただいた意見を頂戴しているところでございます。一つ目でございます。潜熱回収型機器の導入に関しては市場がネックではないかというところ。二つ目、市場導入率や浸透率で考える場合は消費者を含めて何らかの啓発が必要だというところ。最後、三つ目でございますが、製造事業者だけでは解決できない課題もあり、流通事業者、消費者への周知や導入支援、自治体等への働きかけなども検討が必要と、このような意見をいただいているところでございます。

このような上記の課題を解決していきたいと思っているところでございますが、今日は、実際にこの機器、効率的な給湯器というものが最終消費者に至る過程においてどのようにすれば効率的な給湯機が選択されるのだろうかというところについて、我々、国であったり製造事業者、あるいは、その間に存在する、関連する事業者、それぞれのところにおいてどのような取組が必要と考えられるのかというところについて、ぜひ委員の皆様方にご議論いただきたいなと思っております。

例えばというところで、この青枠の中に取組の例を書かせていただいておりますが、国によ

る取組の例のところでは、この関連する事業者が消費者に対して提供すべき給湯器の省エネ情報というものを整理させていただいて、かつ、この関連する事業者により、この消費者に対して説明を促していくというところ、あるいは、前回もお話しさせていただきましたが、自治体においてこの潜熱回収型から出るドレン水というものが汚水として処理しなければいけないところもあれば、雨水としてみなしてよいというところもあります、それぞれの自治体さんにおいてこういったところがドレン排水の雨水としての処理がオーケーなのかというところの情報提供であったりというところが取組としてあるのではないかなと思っています。

一方、製造事業者による取組の例というところで、この潜熱回収型機器等のさらなる量産による従来型給湯器との価格差の縮減であったり、あるいは、流通・販売事業者等に対する潜熱回収型給湯器等についての周知説明、そういったところが取組の例としてあるのではないかなと思っている次第です。

もちろん、今日は委員の皆様に、それ以外にもこういったものがあるのではないかなといった意見をいただければありがたいなと思っています。

最後、11 ページ目でございます。途中で参照もさせていただきましたが、この区分Ⅱのところはどういった機器というものを特殊品として除外しているのかというのを前回に引き続いて、第3回ですね、失礼しました。第3回に続いてその理由を示した資料を添付させていただいています。ここに記載している製品はいろんな要望があって特殊品として作られたものであって、物によっては伝熱面積が大きくなって効率が上がっているという特殊なものがありますので、そういった理由で特殊品から除外するということをさせていただいております。

長くなりましたが、資料3について事務局からは以上でございます。よろしくお願いします。

○齋藤座長

ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

先ほどと同様に、委員、オブザーバーの順にネームプレートを立ててお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

はい、花村委員、よろしくお願いいたします。

○花村委員

まず基準の数値と目標値をずっと設定していく議論を長きにわたってやってきたんですが、やっぱりこれをやるに当たっては、私はここに記載、10 ページに書いていただいている市場導入率とか浸透率というところが非常にこの数値目標に対する活動というか達成手段としては、非常にここは重要だというふうに思っております。

そういった意味でいうと、ここに記載いただいておりますとおり、住宅におきましては非

常に複雑な商流というか、いろんな関係者が絡むという部分においては末端の消費者が生懸命言っても、多分、例えば工務店さんとか、建設会社さんとか、不動産屋さんが、いわゆる消費者のニーズに応えられない、あるいは応えにくいという要望もあろうかと思いますが、これはメーカーさんというよりも、やはり商流という川中のところをどういう形で啓発していくかということが非常に重要なと思います。

それから、今のお話はどちらかというと新築と既設住宅と両方がそういう話かなと思うんですが、一方、新築におきましてはマンションとかで大手のデベロッパーとか建設会社さんは、非常にそういった意味ではパワーというか、バイイング・パワーとか、市場牽引パワーとしては非常に期待できるかなと思います。例えば、そういう意味でいきますと、経産省さんではないんですが、環境省さんのエコファーストで表明されている建設会社さん、不動産屋さんを含めて、そういう方々にもこういった機器ですね、いわゆる環境配慮型の機器の導入率なり、目標導入件数ではないんですが、住宅着工件数における割合を含めて、もうちょっとそういう部分で連携を取って、今、非常に定量的な側面で申し上げましたけど、定性的な部分から一緒に連携を取っていくというのは一つ重要なかなと思います。今のお話はどちらかというと都市部の話になりますので、今度は地方と郊外と山間部、どちらかというと畑作を農地転換してアパート経営をするというパターンでいくと、やはりこういう部分については組織的な考え方というよりは、その個人の利益のところの利害というところが非常にコストパフォーマンスを含めて、非常にこの辺が配慮されると思いますので、そういった意味では少しタイプを幾つかに分けてフローチャート化するというか、して、アプローチをやって、定量目標のその目標値に対して、いわゆるマッチしたような対応策というのが必要じゃないかなというふうに思います。

最後に、自治体さんが絡んでいる公社・公営住宅というのも、これも看過できないと思います。非常に件数が多くございますので。ここのいわゆる建物の老朽化における改修においても公社さん、公営住宅さんの管理される、いわゆる第三者法人というんですかね、第三者公社ですね、そういうところの方々にも、できたら補助金などでうまく使いやすいという形で優遇策なんかを取っていただくと、大変、そういった意味では、リノベの際の導入というのが働きかけやすいのではないかなというふうに思います。

どちらかというと、今のお話は全て10ページの今後必要となる取組についてというところを起点に幾つかの視点とターゲットに分けて、ちょっと私なりのコメントを申し上げた次第でございます。以上です。

○齋藤座長

ありがとうございます。大変貴重なご意見、ありがとうございます。

事務局からありますか。

○井澤補佐

はい。コメント、ありがとうございます。まさにおっしゃっていただいたとおり、メーカーさんと最終消費者、ユーザーさんとの間に恐らくいろんなプレーヤーの方々がいらっし

やると思いますので、そこに対してどういったアプローチが効果的か、いろんなやり方があるかと思うので、引き続き事務局と業界の皆さんにも協力いただいて検討を進めたいと思っております。ありがとうございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

大國委員、よろしくお願いします。

○大國委員

頭が完全に整理できていなくて、2点、二つ別のアプローチから話をさせていただきたいと思うんですけども、一つはこの国の取組と製造事業者の取組という関係性の中で、いろいろな省エネ情報を、国がこういうラベルでありますとか、こういう情報を伝えたらいいのではないかということ整理していただいているんですけども、結局、商流の中で販売する方々が参照するのは、結局メーカーの発出した情報であることが非常に多いというふうに認識しております。なので、国としてはいろいろこういう情報を出したらいいのではないかということメーカーなどと協力しながら検討した上で、その情報を出していくところはメーカーさんにやっていただくというのが効果的な、販売する方々が消費者に情報提供する上での効果的なやり方としてはその組合せがいいのではないかなというふうに感じているところです。それが一つのコメントでございます。

それからもう一つ、全然別のアプローチの話なんですけれども、ここに書いてありますとおり、最大限の導入ということを想定した場合に、ちょっとこの委員会の範疇から離れるかもしれませんが、例えばモーターのトップランナー基準でいいますと、低効率なモーターは作らない、製造を中止して高効率モーターだけを販売するというふうにメーカーさんの中でかじを切っているというふうに私は認識しております。例えばこの給湯器においても、低効率な給湯器はもうメーカーとして作らないというアプローチをして高効率なものだけを売っていくというような抜本的な考え方を変えるという方法があり得るのではないかなというふうに思いました。場合によって、特注品としてそういう低効率なものをどうしても作らなければならない状況であれば作ることもあり得るかとは思いますが、そもそも原則として作らないというような、そういうアプローチもあり得るのかなというふうに思った次第です。

それから、今のようないちいち抜本的な話になりますけれども、流通事業者さんがそのまま成り行きでいろいろなことをやっていると、やはりこの最大限目標というのが達成できないのではないかなというふうに危惧しております。流通事業者さんにも今回の目標と同等な目標を持っていただくということも必要なのではないかなというふうに思っております。それが努力目標なのか、それとも規制による目標なのか、そのアプローチの仕方は省エネ法の範囲内でやれること、やれないこと、現状の省エネ法の中でやれること、やれないことがあるとは思いますが、結果として流通事業者さんにも何らかの協力を得て

やっていくことが必要なのではないかなというふうに思います。広いところで言えば、販売した製品のエネルギー使用量に責任を持つというのも一つの考え方であるのかなと。CO₂で言えば、スコープ3の考え方もあるがこの製品の販売の中に取り込んでいてもいいのではないかなというふうに感じておりまして、そういう意味で、今言ったような流通事業者さんにある程度の責任を持ってもらうというふうな考え方もあるのかなと感じた次第です。

ということで、後半の話はちょっとなかなか難しいところがあるかと思うんですけども、メーカーとして作らないという選択肢、それから流通事業者さんに同等の責任を持っていただくという選択肢というものをコメントさせていただきました。

以上でございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。

まず、事務局からよろしくお願いします。

○井澤補佐

コメント、ありがとうございます。まず1点目の省エネ情報のところの話でございますけれども、今現状、我々も小売事業者表示制度というものがあって、店頭において星のマークの数であるとか、どれぐらいの省エネ効果があるのかとか、価格のメリットがあるとかというのをさせていただいていますが、あれは消費者に対しての情報提供ということでやらせていただいています。まさに今回おっしゃっていただいたとおり、この間の流通のところに対して、どういう情報が果たして適切なのかというふうなところは、それはそれとして検討していくのがいいのかなというふうに思いますし、それをまさに我々、国だけでなく製造事業者さんにもご協力いただくという可能性もあるのかなというふうには思います。ですので、この10ページ目に書かせていただいている一番下のところですかね、流通・販売事業者等に対する潜熱回収型機器等についての周知説明、この機器はこういう機能を持っていて、これだけよいことがありますよというところをぜひ製造業者さんにいろいろ取組として協力していただくというふうな可能性もあるのかなと思っている次第です。

2点目の点で、低効率なものはもう売らないというふうなお話がありましたけれども、さすがに今この省エネ法で販売をやめさせるというふうなところはなかなか難しいのかなというのが現状だと思いますし、あくまでもこの省エネトップランナー制度でこの基準を目指していこうというふうなところが基本的なスタンスなのかなと思っています。一方で、もし製造メーカーさんがそういう取組を自主的にされるというところをはなから否定するものではないんですけど、まさに委員におっしゃっていただいたとおり、この省エネ法でもできる範囲だけのことはやっていきたいというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○齋藤座長

じゃあ、オブザーバーの皆さん、よろしいですか。何か、今のお考え等があればご発言いただければと思いますが、よろしいですか。

○清水オブザーバー

はい。また皆様のご意見を伺って。

○齋藤座長

分かりました、はい。

では引き続き、委員の皆様からよろしくお願いします。

赤松委員、よろしくお願いいたします。

○赤松委員

今まで議論が、多くの委員も言われていましたけど、やっぱりメーカーさんだけでは達成するのは難しいので、工務店さんとか施工業者さんに何らかのノルマを課す、多分、省庁が違うことになるのかもしれませんが、ですが、これは内閣府とか、CO₂の削減に関しては省庁横断でやらないといけないので、そういう取組をすることが重要なと思います。

私もちょっと個人的に給湯器を変えたんですが、昨年だったので、この委員会に入る前だったので全く知らなくて、施工業者さんから何の説明もありませんでしたし、補助金のことでも説明がなかったので、少なくともそういう、一般に給湯器というとエアコンとかと違ってそのカタログスペックを見て買うということはあんまりないのかもしれないんですけど、そういう情報を広くできるだけ言ってもらって、施工したときに恐らく工務店さんが割引を得て買われていて、我々にはちょっとその情報が来ないような仕組みになっているのかもしれないかなと思いました。なので、私も不勉強なんですけども、そういうことをもっと周知させるということが重要ではないかなと思いました。

あともう一つ、雨水として処理できるというものなんですけど、これは恐らく燃焼ガスとして出ていった場合は大気中で凝縮して雨になって下りてきているので、原理的に言って雨水として処理して何の問題もないということを広く言っていて、自治体によっていろんな見解があるんじゃないかと、国の統一的な見解として全く問題ないということを書いていただくということですね。そうしますとちょっとマンションの廊下側に、北側とかに廊下があって、通路のところを流すと難しいというようなこともあるんですけど、それも別に問題ないということに、そういうことも含めて、今できない理由をいっぱい挙げられているような気がするんですけど、スペース的に入るものであれば必ず潜熱回収型に変えないといけないということも施工者様に強く言っていただけるようなことがあればと。価格が安いからとか、そういうことだけじゃなくて、将来、先ほども大國委員がおっしゃっていますが、スコープ3というのが将来かかるわけで、給湯器はやはり10年とか使われていくので、今後そういうことがすごく厳しくなっていくので、施工業者さんにもそういう責任があるということを強く説明していただくというのが重要じゃないかなと思いました。

以上です。

○齋藤座長

ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○井澤補佐

コメント、ありがとうございます。ドレン排水に関しましては、これも10ページ目に書かせていただいたとおり、国交省さんと連携してではありますけれども、このドレン排水の各自治体における取組状況みたいなものを情報提供していきたいなとまずは思っているところでございます。入るところにはぜひ入れていただくというのもこの導入ポテンシャルというところの表現もさせていただいていますが、それが数字目標としてだけの位置づけではなくて、それが実行できるような取組というのをまさに今後関連する事業者さんと協力しながら、何かしらの対策、取組というのを考えていきたいなと思っているところでございます。ありがとうございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

林委員、よろしくお願いします。

○林委員

皆様が言ったことと重なるんですけども、私、主婦を30年やっていますけれども、給湯器を変えたのは人生で2回だけという、めったに買わない商品なものですから、商品についての情報がありません。ただ、朝壊れたらば夕方取り付けてねというぐらい必要なものですから、もう電話して業者さんを探して、言われたとおりのものを買うというのは、マンションに住んでいたときの経験もありますし、今、戸建てでハウスメーカーに委ねたというところもありますので、自分では選択できないという、買う頻度が少ないし、自分で選択できないということから、半ば、要らない情報になってしまっているから井戸端会議とか主婦の間であっても、話のネタに上がらない商品なんですけれども、何年か前に品薄になったというときだけは、もう会えば、うち、壊れそうなんだけどとかいうぐらい必需品であることには変わらないというか、とても大事な商品だと思っているものですから、何とか、じゃあ、生活者からどうやってエコジョーズにたどり着けばいいのかなと思いましたが、先ほどお話にありました省エネのラベルですね。こちらのほうが分かりやすいし、ただ、工務店さんに頼むと、こんなものは持ってきてくれなくて、ホームセンターですとか、ああいうところの店舗があって、モデルの商品を展示しているというところだと、こういうもののデータがこの頃やっと出てきたかなという気がしますので、この省エネラベルを店舗とか新聞折り込みチラシですとか、新聞折り込みチラシでも入れているところはあるんですね。そういうところで、まだ変える時期じゃないけれども、何となく消費者に知識として蓄積されていけばいいなと思いました。

ただ、ここのeのマーク、エネルギーマークですか。達成されたら緑ということなんですけれども、達成されない場合はみんなオレンジになってしまいますよね。そういう目標値に対してというのは、こういうところで私、勉強させてもらったから分かるから、オレンジもしょうがないんだなって思うんですけども、緑はオーケー、オレンジはバツよ、という判断

ぐらいしかないときは、時期的に困ったなと思うんですけれども、そのときに、エコジョーズを推進したいわけですから、エコジョーズと従来型の年間ガス使用料金ですね、お金のほうなんですけれども、その年間料金が今のところ、私がこういうところから読み取ると、年間1万1,000円とか1万3,000円ぐらい安くなりますよ、本体価格は何万円か高くなるんですけれども、1年間に1万2,000円安くて10年間使う商品だったならば、10年間で12万円お得ですよと言われると心が動くんです。ですから、多分、だから消費者も知識の蓄積をさせなきゃいけないから、これを見たからといって次の日にエコジョーズを買いに行くとはいとても思えないんですけれども、消費者へ知識を蓄積させる方法は、ラベルをなるべく多くの事業者さんに使ってもらい、そのときにエネルギーの値段ですね、ガス代を書いてもらうと、エコジョーズと従来型の差が消費者にはメリットになるかなと思いました。

すみません。コメントというか、実感です。

○齋藤座長

ありがとうございます。

事務局、何かありますか。

○井澤補佐

貴重なコメント、ありがとうございます。今まさにお示しいただいた星の数であるとか小売事業者表示制度というところで、まさに店舗を中心としてそういった情報を消費者の皆さんに提供していただくよう協力をお願いしているところです。一方で、まさにそういった情報を個別に修理の機会など、取替えの機会などに補助金のある、なしも含めていろんな情報が実際に触れる機会がないというふうなところの課題が、まさに今回、あるいは前回を含めて提供いただいた、ご意見いただいたところですので、必ずしも流通のところだけにスコープを当てるといふよりは、その結果、最終消費者の皆様ちゃんと情報が提供できる、届くというふうなところも念頭に置いた上で、今後の取組を考えていきたいなというふうに思っています。

あとは、実際にはそのラベルは、自分の住んでいる地域を入力すれば、その気温に応じてその仕様の使い方を変えた計算結果が出るとか、家族構成がうちは一人だけでも表示は基本的に四人というふうなところを前提にさせていただいているので、その入力を変えていただければ一人暮らしの場合の数字が出るとか、いろんな工夫をさせていただいているんですけれども、そういったものの効果がもっと発揮できるようなことも含めて考えていく必要があるのかなと思っているところでございます。ありがとうございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。

そうしましたら、これで委員の皆様全員にご発言いただきましたので、オブザーバーの皆様、いかがですか。何かございますか。

じゃあ、清水委員ですかね。よろしくお願いします。

○清水オブザーバー

私は日本ガス石油機器工業会、業界の団体の清水と申します。発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

本日はこのトップランナー制度について委員の皆様の活発なご意見を伺うことができまして、本当にありがとうございます。

弊会といたしましても、省エネ性に優れたエコジョーズのさらなる普及を通じて、家庭からの温室効果ガスの削減に尽力していきたいというふうに考えております。

本日の事務局資料の4ページのほうで策定方針というのをお示しいただきました。先生方からも今ご説明いただきましたが、新築、既築住宅、あるいは戸建てや集合、賃貸や分譲など、いろいろな各セグメントにおいてエコジョーズ化になかなか進んでいかないというふうな、それぞれの課題というのがやはりあるかと思います。こういったものの導入の現状とそれぞれの課題解決について、やはり個別にそれぞれのセグメントに応じた対応というのが必要になるかと思うので、これについては各方面の皆様の情報の収集や分析が重要であるというふうに私のほうは認識しております。

本日、その流通については、大國委員ですとか花村委員からもセグメントについてご意見いただいたり、また林委員からは消費者に向けた情報をどうやって選んでいただくかというふうなことまでもいただいております、非常に、私どもも消費者に最終的に届くまでの多彩な、多様なサプライチェーンを経由しているというところについて、きちっと対応していきたいというふうに思っております。

本日出た以外にも我々の給湯器はハウスメーカーやビルダーといった建築商社を経由した住宅建設会社に向けたルート、それから管材商社を経由した住宅設備会社のルート、それからガス事業者さんや量販店、インターネットの販売事業者といった様々なサプライチェーンを経由しております。そういったサプライチェーンも含めた対応というのも考えていく必要があるのではないかなと思っております。

今後進められます意欲的な目標基準値の達成に向けて、それぞれの課題について私どもメーカーも一体となって推進できますように取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ今後ともご検討のほう、ご協力のほう、よろしくお願いしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。

ほかのオブザーバー、菅沼オブザーバー、よろしくお願いします。

○菅沼オブザーバー

日本ガス協会の菅沼と申します。発言の機会をいただきありがとうございます。

私からは第4回のワーキングの時にも申し上げましたが、省エネの更なる推進の観点から、エコジョーズの普及については引き続き全力でやっていくという所存でございます。

今、委員の方々から資料3の10ページ目にある、今後の必要となる取組について議論がございましたが、これが本日のメインの議論だったと思います。ガス業界としましては、是

非実効性を観点に十分考慮した上で検討していただきたいと思います。

また、今、日本ガス石油機器工業会様からも発言がありましたが、ガス事業者としまして流通あるいは販売に絡んでいるところもございます。流通事業者、販売事業者も様々ございますが、ガス事業者は常日頃エコジョーズ普及に邁進しておりますので、そういったところもぜひ加味していただきながら慎重な議論をこれから展開していただきたいと思っております。また、過度な負担がないように是非検討をお願いしたいと思っております。

最後になりますが、エコジョーズ化の取組は資料にも記載がありますが、販売も流通も含めて一丸となって進めていくものだというのは我々も理解しておりますので、関連事業者とのコミュニケーションを入念に図っていただきたいと思っております。

発言は以上でございます。

○齋藤座長

どうもありがとうございます。

そのほか、荒井オブザーバー、よろしいですか。

○荒井オブザーバー

はい。

○齋藤座長

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、大半の皆さんにご意見、ご質問等いただきましたので、議題3の目標基準値の策定方針と今後必要となる取組について、まずは目標基準値の方針をご了承いただくということと、今後の取組につきましては、また引き続き事務局や業界にて持ち帰っていただいて詳細を検討いただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

林委員、よろしくお願いします。

○林委員

今回、流通の感じというか、工事なさる方にもお声がけをすると思うんですけども、やっぱりメーカーの方もそういう方たちも安全第一で、今朝もガス漏れとかで避難していますというニュースがたまたまあったものですから、陥没してしまっって。やっぱりガスって怖いなというところもありますので、皆様ぜひ、関わる方は安全第一でやっていただきたいなと思っています。

○齋藤座長

貴重なご意見、ありがとうございます。

では、今お話しさせていただきました目標基準値の方針のほうにつきましては、よろしいですか。

(はい)

○齋藤座長

では、次回に検討結果をお話しいただくという予定にさせていただければと思います。

そうしましたら、本日はガス温水器について、達成判定、表示事項、目標基準値の策定方針と今後必要となる取組についてご議論をいただきました。委員の皆様、それからオブザーバーの皆様、本当に貴重なご意見、どうもありがとうございました。

そのほか、何かご質問等がなければ、本日の議題はこれで終了といたしますが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○齋藤座長

はい、それではこれで終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉会

○井澤補佐

ありがとうございました。

今後のスケジュールでございますが、本日いただいたご意見等を踏まえまして事務局にて引き続き検討を重ねさせていただきたいと思います。特に区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの目標基準値のところを検討させていただくんですけれども、またその他の取組ですね、今後取り組んでいく新しい取組についても業界の皆様と一緒に検討して何かしらの方策というものを考えていきたいと思っています。

次回のこのワーキンググループのスケジュールは、また改めて事務局より各委員の皆様にご連絡させていただければと思っております。

では、本日はこれで議事が終了となります。これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。